現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条 （項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条 （項見出し）	新条文
Ⅰ　はじめに						Ⅰ　はじめに					
			P4	1行目～	平成１７年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行されました。 また、同年８月には基本方針が閣議決定され、その中で「工事の監督・検査及び施行状況の確認･評価」の方針が打ち出されています。				P4	1行目～	平成17年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、同年８月には基本方針が閣議決定されました。その中で「工事の監督・検査及び施行状況の確認･評価」の方針が打ち出されています。 また、令和元年(2019)年6月の改正施行で働き方改革への対応として、施工時期の平準化、週休2日制等への取組が、また生産性向上への対応として、ICTなどの技術改革等の方針が追加されました。
			P4	10行目～	公共工事とは、税金の対価としての「工事目的物」を得る行為であり、そのほとんどが発注者と請負者が請負契約を締結する「請負工事」として行われます。				P4	12行目～	公共工事とは、税金の対価としての「工事目的物」を得る行為であり、そのほとんどが発注者と受注者が請負契約を締結する「請負工事」として行われます。
			P4	13行目～	①発注者は、基本理念に則り、発注関係事務（仕様書・設計書の作成図書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督･検査・施工状況の確認・評価等）を適切に実施。				P4	15行目～	①発注者は、基本理念に則り、発注関係事務（仕様書・設計書及び設計図書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督･検査・施工状況の確認・評価等）を適切に実施。
	1　計画設計から入札契約･工事実勢及び検査引き渡しまでの流れ						1　計画設計から入札契約･工事実勢及び検査引き渡しまでの流れ				
		（2）入札･契約						（2）入札･契約			
			P5	直下	請負者の決定は、発注者が規定に基づいて指名業者を選定し、入札方式により決定されます。（入札方式として①一般競争入札②総合評価落札方式③指名競争入札などがあります。）				P5	直下	受注者は、発注者が規定に基づいて行う、入札方式により決定されます。 （入札方式として、一般競争入札、総合評価落札方式、指名競争入札などがあります。）
			P5	②入札	入札参加者は、設計図書に基づき独自に工事見積価格を積算したうえで、見積り額を記載した入札書を作成します。（原則、電子入札形式をとっています。） 入札執行者は、入札書のうち、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲内で、最低の価格をもって入札した業者を落札者として決定します。				P5	②入札	入札参加者は、設計図書に基づき独自に工事見積価格を積算したうえで、見積り額を記載した入札書を作成します。（原則、電子入札形式をとっています。） 入札執行者は、入札書のうち、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲内で、最低の価格をもって入札した業者を落札者として決定します。（総合評価落札方式等を除く）
			P5	③契約	落札者は、落札通知を受けた日から７日以内（初日不算入、県の休日を除く）に「栃木県建設工事請負契約書」（以下「契約書」という。）を提出しなければならず、期間内に提出しない時は、落札の効力を失います。 また、一定の金額を「契約保証金」として納めなければなりません。（免除規程あり。）				P5	③契約	落札者は、落札通知を受けた日から７日以内（初日不算入、県の休日を除く）に「栃木県建設工事請負契約書」（以下「契約書」という。）を提出しなければならず、期間内に提出しない時は、落札の効力を失います。 また、一定の金額を「契約保証金」として納めなければなりません。（免除規定あり。）
		（3）工事実施						（3）工事実施			
			P5	①工事工程表	受注者は、契約締結の日から５日以内（初日不算入）に工事工程表を提出し、発注者の承認を受けなければなりません。 工程表には、工事開始日と完成予定日の他、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事の初日（以下「工事着手日」という。）を記載します				P5	①工事工程表	受注者は、契約締結の日から５日以内（初日不算入）に工事工程表を提出し、発注者の承認を受けなければなりません。 工程表には、工事に着手する日（以下、工事着手日（工期の始期日）という）と工事完成日（工期の終期日）の他、工事着手日以降の実際の工事のための準備工事、または工場製作を含む工事における工場製作工に着手する日（以下「現場着手日」という。）を記載します。
			P6	②工事着手	受注者は、契約締結の日から７日以内に工事に着手（以下「工事始期日」という。）しなければなりません。 工期は、工事始期日（計画準備を含む）から終期日までとします。 また、工事着手日は特記仕様書に定めのある場合を除き特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降３０日以内となっています。				P6	②工事の着手	受注者は、契約締結の日から７日以内に工事に着手しなければなりません。ただし、余裕期間を設定する工事の工事着手日は、契約日の翌日から起算して６０日以内で設定できます。 工期は、工事着手日（計画準備を含む）から工事完成日までとします。 また、現場着手日は特記仕様書に定めのある場合を除き特別の事情がない限り、契約書に定める工事着手日以降３０日以内となっています。
			P6	③現場代理人及び主任技術者等選任通知	受注者は、契約時に請負者の代理人である現場代理人を選定し、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を提出しなければなりません。 現場代理人は現場に常駐する義務があり、請負代金の額が2,500万円以上である場合、主任技術者（監理技術者）は専任となるので、他の工事と兼務することはできません。				P6	③現場代理人及び主任技術者等選任通知	受注者は、契約時に受注者の代理人である現場代理人を選定し、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を提出しなければなりません。 現場代理人は現場に常駐する事が原則ですが、現場における運営、取締り権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される等の要件を満たし、発注者の承諾を受けた場合には、常駐義務の緩和を行うことができます。
			P6	④監督員選任通知書	発注者の代理人として、監督員を選任し契約後速やかに受注者に通知します。				P6	④監督員選任通知書	発注者は代理人として、監督職員を選任し契約後速やかに受注者に通知します。
			P6	⑤下請負人の通知	部分下請がある場合は、下請人が決定したら当該下請工事の施工に先立ち「工事部分下請通知書」を直ちに提出させなければなりません。 下請人が著しく不適当と認められる場合は、発注者は下請人の変更を求めることができます。				P6	⑤下請負人の通知	受注者は部分下請がある場合は、下請負人が決定したら当該下請工事の施工に先立ち「工事部分下請通知書」を直ちに提出しなければなりません。 下請負人が著しく不適当と認められる場合は、発注者は下請負人の変更を求めることができます。
			P6	⑥設計変更	工事の実施にあたり、当該契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することができます。 また、甲乙対等な契約ですので、変更内容は甲乙協議して定めることになっています。したがって、乙に一方的に不利となる設計変更を行ったり、逆に必要な設計変更を行わないなどのことはできません。				P6	⑥設計変更	工事の実施にあたり、当該契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することができます。 また、発注者と受注者は対等な契約ですので、変更内容は発注者と受注者が協議して定めることになっています。したがって、受注者が一方的に不利となる設計変更を行うこと、必要な設計変更を行わないなどはできません。

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
			P6	⑦工事の完成	受注者は、契約内容を全て履行し、工事に伴う管理資料等が整備されたなら「工事完成通知書」を提出します。 監督員は、契約内容と相違がないかを現地、及び管理資料等を確認の上受理します。				P6	⑦工事の完成	受注者は、契約内容を全て履行し、工事に伴う管理資料等が整備されたなら「工事完成通知書」を提出します。 監督員は、契約内容と相違がないかを現地、及び管理資料等を確認の上受理します。 （工事完成日以降は完成検査を受けられる体制になっていなければなりません。）
			P6	⑧完成検査	受注者から「工事完成通知書」が提出され、監督員が確認のうえ受理したら、受理した日から起算して１４日以内に検査し検査結果を請負者に通知しなければなりません。（「栃木県建設工事請負契約書」第３２条） 完成検査は「栃木県県土整備部工事検査要領」に則って行われます。				P6	⑧完成検査	1行目～3行目までは　P9　2監督・検査について③完成検査に記載されているため削除。 完成検査は「栃木県建設工事検査規程(昭和49年栃木県訓令第6号)」及び「栃木県工事検査要領」等に則って行われます。
		(4)引渡し						(4)引渡し			
			P7	下から5行目	施工中の安全管理や工程管理、また「設計図書」に定められた品質管理などの「施工方法等」は、契約書第１条第３項に謳われているように請負者の責任でありますが、品確法で示された『公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査を行う』必要があります。				P7	下から5行目	施工中の安全管理や工程管理、また「設計図書」に定められた品質管理などの「施工方法等」は、契約書第１条第３項に謳われているように受注者の責任でありますが、品確法で示された『公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査を行う』必要があります。
	2　監督・検査について						2　監督・検査について				
			P8	2. 監督・検査についての3行目	公共工事の実施にあたっては、仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、請負者がその責任において定めることができる「責任施工」が原則となっています。				P8	2. 監督・検査についての2行目	公共工事の実施にあたっては、仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる「責任施工」が原則となっています。
		(1)監督						(1)監督			
			P8	(1)監督の下から6行目から	そのため、監督員は「修補」に結びつくような「誤り」を未然に防ぐことが、発注者の代理人として課せられた責務でもあり、「栃木県土木工事監督執務要領」及び「栃木県土木工事共通仕様書」（特に第３編１-１-６（監督員による検査（確認を含む）及び立会等））において、その具体的内容が示されています。 以上のように、監督員は、工事の施工状況全般の実施状況を見て把握し、主体的に適否の確認を行うことが重要です。				P8	(1)監督の下から6行目から	そのため、監督職員は「修補」に結びつくような「誤り」を未然に防ぐことが、発注者の代理人として課せられた責務でもあり、「栃木県工事監督執務要領」及び「栃木県土木工事共通仕様書」（特に第３編3-1-1-6　監督職員による確認及び立会等）において、その具体的内容が示されています。 以上のように、監督職員は、工事の施工状況全般の実施状況を見て把握し、主体的に適否の確認を行うことが重要です。
		(2)検査						(2)検査			
					追加				P8	(2)検査の直下	検査の目的には工事完了の確認のほかに、適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資することが挙げられます。
			P8	(2)検査の下から7行目から追記	③完成検査より移動				P8	(2)検査の下から3行目から	「栃木県建設工事検査規程」が、県全体の公共工事の根幹となっており、さらに下位の規程が、「栃木県工事検査要領」、「栃木県検査技術基準」及び「栃木県工事成績評定要領」に定められています。
			P8	(2)検査の下から6行目から	これらの検査は、あらかじめ検査を行う日時、検査員の職名及び氏名、検査を行う工事名、及び工事場所等を受注者に通知しなければなりません。				P9	1行目から	発注者は、これらの検査を行う日時、検査職員の職名及び氏名、検査を行う工事名、及び工事場所等をあらかじめ受注者に通知しなければなりません。
			P9	①出来形部分検査(※1)	③完成検査より移動。 下線部追加。				P9	①出来形部分検査(※1)	（※１）「栃木県工事検査要領」では、上記の（ⅰ）（天災その他不可抗力による損害の確認）、（ⅱ）（契約が解除されたときの確認）並びに（ⅲ）（部分払いに係る出来形部分検査）の検査職員は、契約額にかかわらず当該工事を所掌する課、又は出先機関の職員のうちから命ずるものとすると定めています。道路供用等に伴う（ⅳ）（工事目的物の一部分の引渡し）は除くので注意すること。
			P9	②中間検査	工事の完成前において事後に確認することが困難な場合、その他特に必要があると認められる場合に行うものとする。				P9	②中間検査	工事の完成前において当初契約金額５千万円以上の工事、或いは事後に確認することが困難な場合、その他特に必要があると認められる場合に行います。
			P9	③完成検査	工事の完成に際し、契約内容と工事内容との適合の有無を確認するものとし、受注者から提出される工事完成通知書を、知事等が受理した日から起算して１４日以内に行うものとする。				P9	③完成検査	発注者は、工事の完成に際し、受注者から提出される工事完成通知書を受理した日から１４日以内に、受注者立ち会いの上で検査を行い、契約内容と工事内容との適合の有無を確認し、結果を受注者に通知しなければなりません。
			P9	③完成検査の下4行目から	「栃木県建設工事検査規程」が、県全体の公共工事の根幹となっていることから、さらに下位の規程が各部において定められています。 県土整備部においては、「栃木県県土整備部工事検査要領」及び「栃木県県土整備部工事成績評定要領」を定めています。				P9	③完成検査の下4行目から	P8(2)検査の直下へ修正の上移動
			P9	③完成検査の下7行目から	（※１）「栃木県県土整備部工事検査要領」では、上記の（ⅰ）（天災その他不可抗力による損害の確認）、（ⅱ）（契約が解除されたときの確認）並びに（ⅲ）（部分払いに係る出来形部分検査）の検査員は、契約額にかかわらず当該工事を所掌する課、又は出先機関の職員のうちから命ずるものとすると定めています。				P9	③完成検査の下7行目から	①出来形部分検査（※１）の13行目へ修正の上移動

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
		(3)評定						(3)評定			
			P10	(3)評定の下1行目から	評定は、「栃木県県土整備部工事成績評定要領」に則って行われます。				P9	(3)評定の下1行目から	評定は、「栃木県工事成績評定要領」に則って行われます。 検査に伴う工事成績評定については、評定結果が発注者間で相互利用を促進する方針が示されていますので、中立で公平公正な評定に努めなければなりません。
		(4)評定者						(4)評定者			
			P10		第４条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、「栃木県県土整備部工事検査要領」第２条に定める検査員、並びに「栃木県県土整備部建設工事監督執務要領」第２条に定める総括監督員及び主任監督員とするものとする。				P9		第４条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、「栃木県工事検査要領」第２条に定める検査員、並びに「栃木県建設工事監督執務要領」第２条に定める総括監督員及び主任監督員とするものとする。
		(5)評定の内容						(5)評定の内容			
			P10	③検査員	施工状況、出来形、出来栄え、工事特性及び社会性等について評定します。				P10	③検査員	施工状況、出来形、品質、出来栄え、工事特性及び社会性等について評定します。
Ⅱ　提出書類の注意点						Ⅱ　提出書類の注意点					
					追加				P11	直下	公共工事においては契約時、現場施工時及び完成・検査時において共通仕様書等に基づく様々な工事関係資料の作成が必要です。資料の作成においては、以下の記載に留意するとともに、「栃木県県土整備部情報共有システム(令和2年9月10日技管第223号)」の活用及び「栃木県土木工事資料スリム化ガイド(平成31年3月25日技管第461号)」に基づく資料の簡素化による受発注者双方の業務効率化に努めてください。
	1　契約書						1　契約書				
			P11	□1個目	□契約額・契約工期など記載事項に間違いがありませんか。				P11	□1個目	□請負代金額・工期など記載事項に間違いがありませんか。
					追加				P11	□2個目	□余裕期間を設定する工事の場合、契約締結日までに工事着手通知書が提出されていますか。また、工事着手通知書に記載の工期と契約書の工期は同じですか。
	2　工事工程表						2　工事工程表				
			P11	□1個目	□契約日から、５日以内（初日不算入）に「工事工程表」を提出させ、事務所長（本庁では主管課長）の承認を得ていますか。				P11	□1個目	□契約締結日から、５日以内（初日不算入）に「工事工程表」が提出され、事務所長（本庁では主管課長）の承認を得ていますか。
			P11	□2個目	□契約締結日から７日以内に工事（計画準備を含む）に着手（工事始期日）していますか。				P11	□2個目	□契約締結日から７日以内に工事（計画準備を含む）に着手（工事着手日）していますか。ただし、余裕期間を設定する工事についてはこの限りではありません。
			P11	□3個目	□工事着手日（実際の工事のための準備工事の初日）は明記されていますか。 (工事着手日は、契約書に定める工事始期日以降30日以内となっています。				P11	□3個目	□現場着手日（実際の工事のための準備工事の初日）は明記されていますか。 (現場着手日は、契約書に定める工事着手日以降30日以内となっています。) ※施工計画書、照査報告書等の提出受理日に注意してください。
					項目追加		3　週休2日制工事協議				追加
					追加				P11	□1個目	□工事着手日の２日前までに、受注者から計画する現場閉所率を示した「週休２日制工事の実施に係る協議書」が提出されましたか。
					追加				P11	□2個目	□週休２日制工事を承諾する場合、工事着手日の前日までに「週休２日制工事の実施に係る承諾書」を受注者に通知しましたか。
					追加				P11	□3個目	□週休２日制工事を実施するにあたり、施工計画書に添付される「休日取得計画書及び実施計画書」により現場閉所の計画を確認しましたか。
	3　請負代金内訳書						4　請負代金内訳書				
	4　現場代理人及び主任技術者等選任通知書						5　現場代理人及び主任技術者等選任通知書				
			P11	①現場代理人	工事現場に常駐し、請負契約の適正な履行を確保するため工事施工の一切の事項を処理する受注者の代理人です。 なお、「建設工事等における現場代理人の常駐義務の緩和について」（平成22年12月13日監第170号）及び「現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」（平成25年3月6日監第277号）に該当する場合は、常駐が緩和されます。				P11	①現場代理人	工事現場に常駐し、請負契約の適正な履行を確保するため工事施工の一切の事項を処理する受注者の代理人です。 なお、「建設工事等における現場代理人の常駐義務の緩和について」（平成22年12月13日監第170号）「現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」（平成26年3月6日監第99号）及び「現場代理人の常駐義務の緩和及び専任の主任技術者の兼任に係る取扱いについて」（平成30年3月6日監第295号）に該当する場合は、常駐が緩和されます。

現行条文（平成25年版）		新条文（令和3年版）	
編 章 節 頁 / 編章節条（項見出し）	現行条文	編 章 節 頁 / 編章節条（項見出し）	新条文
P11 ②主任技術者	当該契約工事の請負額が2,500万円以上の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。	P12 ②主任技術者	当該契約工事の請負額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。 なお、「専任の主任技術者の兼任に係る取扱いについて」（平成26年3月6日監第281号添付資料）に該当する場合は兼任が認められます。
P11 ③監理技術者	当該契約工事で、3,000万円以上の規模の下請（合計金額）契約する場合、監理技術者を配置しなければなりません。 工事の途中で、3,000万円以上になった場合には、主任技術者を監理技術者に変更する必要があります。 この場合、受注者は「特定建設業」の許可を受けていなければなりません。 また、個々の下請契約金額が500万円以上であれば、下請負人は「建設業の許可」を受けていなければなりませんし、当該下請工事に「主任技術者」を配置しなければなりません。	P12 ③監理技術者	当該契約工事で、4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の規模の下請（合計金額）契約する場合、監理技術者を配置しなければなりません。 工事の途中で、上記契約を超えた場合は、主任技術者を監理技術者に変更する必要があります。 この場合、受注者は「特定建設業」の許可を受けていなければなりません。 また、個々の下請契約金額が500万円以上であれば、下請負人は「建設業の許可」を受けていなければなりませんし、当該下請工事に「主任技術者」を配置しなければなりません。 なお、各現場に監理技術者補佐を専任で配置した場合は、監理技術者の兼任が認められます。

現行条文（平成25年版）

5 技術者の専任制

P12

・専任とは、「当該契約工事」以外の工事の主任技術者又は監理技術者の兼任を禁止するものです。
専任技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に駐在しなければなりません。
（確認方法：監理技術者証の提示・日報等の確認・施工内容の試問）

公共工事の請負で配置を要する技術者及び契約締結後に提出する書類一覧表

契約の状況 ＼ 技術者等の区分		請負代金額が2,500万円未満		請負代金額が2,500万円以上		
		下請なし	下請あり	下請なし	下請あり	
					下請負の合計が3,000万円未満	下請負の合計が3,000万円以上
配置技術者等	現場代理人	○（常駐）	○（常駐）	○（常駐）	○（常駐）	○（常駐）
	主任技術者	○	○	○（専任）	○（専任）	＼
	監理技術者	＼	＼	＼	＼	○（専任）
	工程表	○	○	○	○	○
	選任通知書	○	○	○	○	○
	工事部分下請通知書	＼	○下請契約書添付	＼	○下請契約書添付	○下請契約書添付
	施工体制台帳	＼	＼	＼	＼	○必須
	施工体系図	＼	○（請負額が1,000万円以上）	＼	○必須	○必須

※　この表に記載した内容は、一般的な工事請負契約に際してのものです。状況によってこれ以外の技術者等の配置や提出書類が必要となることがあります。
※　現場代理人については、常駐緩和の規程があります。

新条文（令和3年版）

6 技術者の専任制

P12

・専任とは、「当該契約工事」以外の工事の主任技術者又は監理技術者の兼任を禁止するものです。
左赤字部分は選任の義務がないため削除
（確認方法：監理技術者証の提示・日報等の確認・施工内容の試問）

公共工事の請負で配置を要する技術者及び契約締結後に提出する書類一覧表

契約の状況 ＼ 技術者等の区分		請負代金額が3,500万円未満（7,000万円）		請負代金額が3,500万円以上（7,000万円）		
		下請なし	下請あり	下請なし	下請あり	
					下請負の合計が4,000万円（6,000万円）未満	下請負の合計が4,000万円（6,000万円）以上
配置技術者等	現場代理人	○（常駐）注1)	○（常駐）注1)	○（常駐）注2)	○（常駐）注2)	○（常駐）注2)
	主任技術者	○	○	○（専任）注3)	○（専任）注3)	＼
	監理技術者	＼	＼	＼	＼	○（専任）注4)
	工程表	○	○	○	○	○
	選任通知書	○	○	○	○	○
	工事部分下請通知書	＼	○下請契約書添付	＼	○下請契約書添付	○下請契約書添付
	施工体制台帳	＼	○必須	＼	○必須	○必須
	施工体系図	＼	○必須	＼	○必須	○必須

※　（　）書きは建築一式工事の場合
※　この表に記載した内容は、一般的な工事請負契約に際してのものです。
状況によってこれ以外の技術者等の配置や提出書類が必要となることがあります。
注1)　請負代金がいずれも5,000万円未満の工事について最大2箇所まで兼任可能（発注箇所要件あり）
注2)　現場の運営・取締り等を行う「連絡員」を選任し常駐させる場合、請負代金がいずれも5,000万円未満の工事について最大2箇所まで兼任可能（発注箇所要件あり）
注3)　請負代金がいずれも5,000万円未満の工事について最大2箇所まで兼任可能（発注箇所要件あり）
注4)　各現場に監理技術者補佐を専任で配置する場合、兼任可能

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
	6　施工体制台帳、施工体系図						7　施工体制台帳、施工体系図				
			P12	□1個目	□下請契約額の総額が3,000万円以上になるときは、「施工体制台帳」を整備し、工事着手前に提出されていますか。 　また、受注者は「特定建設業」の許可を受けていなければなりません。				P13	□1個目	□受注者（元請負者）が、部分下請け工事を行わせる場合、「施工体制台帳」を整備し、工事着手前に提出されていますか。 　また、受注者は合計金額が4000万円以上の下請契約を行う場合「特定建設業」の許可を受けていなければなりません。
					追加				P14	□6個目	□施工体制台帳の下請負人に関する事項において、健康保険等３保険すべて「加入」又は「適用除外」に〇がついていますか。 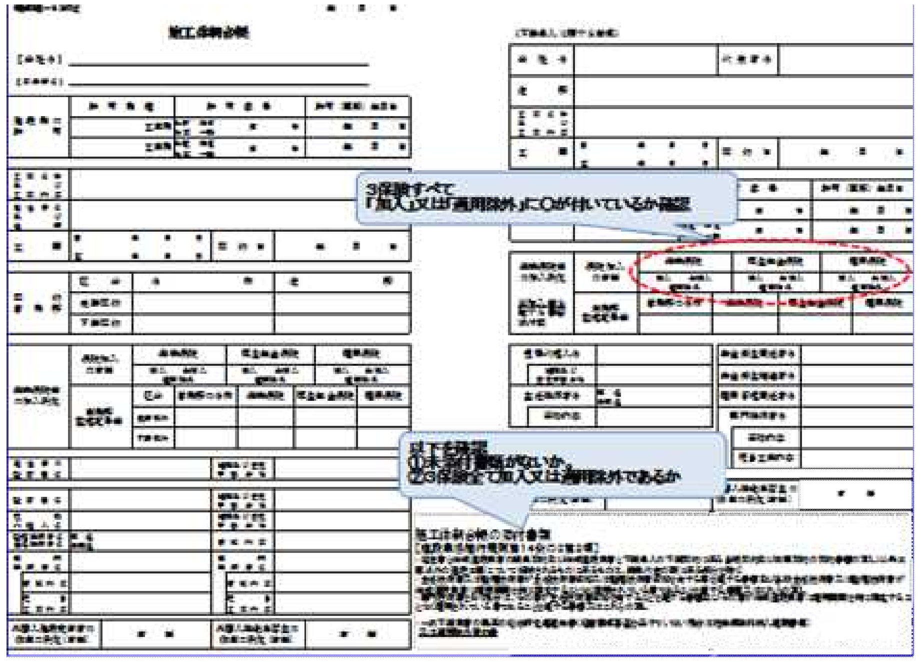
	7　工事部分下請け通知書						8　工事部分下請け通知書				
			P13	□1個目	□請負者は部分下請を行わせる場合、全ての下請負人についての「工事部分下請通知書」を提出していますか。 ・本庁契約については、写しを監理課に提出します。 ・下請負人が著しく不適当と認められる場合は、変更を受注者に求めることができます。				P15	□1個目	□受注者は部分下請を行わせる場合、全ての下請負人についての「工事部分下請通知書」を提出していますか。 ただし、建設業法における建設工事に該当しない業種（交通整理業務、土砂運搬、建設資材運送、機械のみのリース契約等）については下請通知書の提出は不要です。なお、現場で従事する下請負人は施工体制台帳および施工体系図に記載が必要ですので注意してください。（巻末Q&A参照）
	8　施工計画書						9　施工計画書				
			P14	直下	・施工計画書は､現地に即し十分に検討を加えた施工計画書になっているか確認してください｡通り一遍の施工計画書では、工事中に「手戻り」が起こりやすく、工程・費用ともロスする可能性があります。				P15	直下	・施工計画書は､現地に即し十分に検討を加えた施工計画書になっているか確認してください｡通り一遍の施工計画書では、工事中に「手戻り」が起こりやすく、工程・費用ともロスする可能性があります。 「土木工事施工計画書作成の手引き（平成25年４月）」により、適切な施工計画書の作成を心がけてください。
			P14	□1個目	□工事着手前に提出されていますか。				P15	□1個目	□現場着手日前に提出されていますか。
			P14	□4個目	□通り一遍の施工計画書ではなく、現場に即した内容になっていますか。 　ただし、請負額が100万円～1,000万円未満の工事においては、簡易な施工計画書（※）とすることができる。なお、100万円未満の工事では施工計画書の提出は不要とする。				P15	□4個目	□通り一遍の施工計画書ではなく、現場に即した内容になっていますか。 　ただし、請負額が100万円～1,000万円未満の工事においては、簡易な施工計画書（※）とすることができます。なお、100万円未満の工事では施工計画書の提出は不要とします。（栃木県土木工事共通仕様書巻末「工事資料一覧表」「工事資料簡素化」参照）
		（1）施工計画書に記載すべき項目						（1）施工計画書に記載すべき項目			
					追加				P16	□15個目	□総合評価落札方式における価格以外の評価（施工計画）で提案のあった内容が該当する項目に記載されていますか。

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
		(2)各項目の内容						(2)各項目の内容			
			P15	①工事概要の□1個目	□記載間違い、単位の誤記はありませんか。なお、工事概要については設計書のコピーでも良い。				P16	①工事概要の□1個目	□記載間違い、単位の誤記はありませんか。なお、工事概要については設計書のコピーでも良いものとします。
			P15	②計画工程表の□3個目	□工事着手日（工事始期日以降30日以内）が明記されていますか。				P16	②計画工程表の□3個目	□現場着手日（工事着手日以降30日以内）が明記されていますか。
			P17	③現場組織表及び施工体系図の□2個目と3個目	□工事部分下請がある場合は、施工体系図（請負額1,000万円以上）が作成されていますか。 □工事部分下請がある場合で、下請け契約額の総額が3,000万円以上になる場合は「施工体制台帳」が作成されていますか。				P18	③現場組織表及び施工体系図の□2個目	□工事部分下請がある場合は、「施工体系図」が作成されていますか。
			P17	⑤主要資材の□2個目	□資材納入の際、目視による確認を行い、不良品を排除していますか。						P24　品質確保に移動
			P18	⑧安全管理の□3個目	□工事区域における安全員及び標識の配置				P18	⑧安全管理の□3個目	□工事区域における交通誘導警備員及び標識（工事区域前後区間も含む）の配置 、第三者の立入禁止措置
			P18	⑧安全管理の□5個目	□安全教育及び安全衛生教育（月１回半日程度）				P18	⑧安全管理の□5個目	□安全教育及び安全衛生教育（月４時間以上）
					追加				P19	⑧安全管理の□6個目	□地下埋設物、架空線等の事前調査、措置方針
					追加				P18	⑧安全管理の□7個目	□休憩時間
			P18	⑨緊急時の体制及び対応の□1個目	□工事現場における労働災害や火災、工事施工に係る交通事故、また大雨、強風等の異常気象などによる工事現場での災害が発生した場合に、所轄警察署、消防署、労働基準監督署、発注者等への連絡体制及び連絡方法で、夜間、休日等が考慮されていますか。				P19	⑨緊急時の体制及び対応の□1個目	□工事現場における労働災害や火災、工事施工に係る交通事故、また大雨、強風等の異常気象などによる工事現場での災害が発生した場合に、所轄警察署、消防署、労働基準監督署、その他関係者（占用者、漁業組合、土地改良区、学校、自治会、バス会社等）及び発注者等への連絡体制及び連絡方法で、夜間、休日等が考慮されていますか。
			P18	⑨緊急時の体制及び対応の□2個目	□緊急時対応用の資器材の保管場所が明示されていますか。				P19	⑨緊急時の体制及び対応の□2個目	□緊急時対応用の資器材の具体的な保管場所が明示されていますか。
					追加				P19	⑫現場作業環境の整備の□3個目	□夏季の現場作業を含む工事の場合は、真夏日における熱中症予防の対策が記載されていますか。
			P19	⑭その他の□2個目	□監督員の指示事項が施工計画書に反映されていますか。				P19	⑭その他の□2個目	□監督職員の指示事項が施工計画書に反映されていますか。
					追加				P19	⑭その他の□3個目	□工事資料簡素化の事前協議を実施し、「事前協議チェックシート」を添付していますか。（「栃木県土木工事資料スリム化ガイド」参照）
	9　特定建設作業実施届出書						10　特定建設作業実施届出書				
	10　使用材料報告書・施工承認図						11　使用材料報告書・施工承諾図				
					追加				P20	□2個目	□二次製品を使用する場合(特に擁壁、ボックスカルバートなど)、構造図書が設計条件に適合していることが確認されていますか。 例　・現場の地下水位が高い場合、水圧が側壁や底版に与える影響。 ・構造物に作用する上載荷重（車道と歩道の別等）に適した製品の選定。 ・現場条件によりＬ型擁壁の底版カットが必要な箇所の構造計算。
			P19	□3個目	□設計図書と異なる製品が承認されていませんか。				P20	□4個目	□設計図書と異なる製品を承諾していませんか。
					追加				P20	□6個目	□再生材の利用にあたっては「再生材の利用基準」(平成29年9月12日技管第183号)に規定された品質及び規格を満足した材料を使用していますか。
			P19	□8個目	□提出日と承認図の日付が適切ですか。				P20	□10個目	□提出日と承諾図の日付が適切ですか。
			P19	□8個目	□設計変更等により追加､または､変更工事のある場合は､追加承認願が提出されていますか。				P20	□11個目	□設計変更等により追加､または､変更工事のある場合は､追加承認願、報告書等が提出されていますか。
			P19	□13個目	□建設資材は、県産資材が優先して使用されていますか。				P20	□15個目	□建設資材は、栃木県産品が優先して使用されていますか。

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
	11　保険等						12　保険等				
			P19	□1個目	□火災保険、その他の保険に加入したときは、その証券又はそれに代わるものの写が、現場着手前に提出されていますか。				P20	□1個目	□火災保険、法定外の労災保険、その他の保険に加入したときは、その証券又はそれに代わるものの写が、現場着手前に提出されていますか。
			P20	□3個目	出面票に基づき、当該工事の末端の下請負者の労務者まで確実に建退共の証紙が届いていますか。また、元請負人は、全ての下請の労務者に証紙を供給していますか。				P20	□3個目	受払簿に基づき、当該工事の末端の下請負者の労務者まで確実に建退共の証紙が届いていますか。また、元請負人は、全ての下請の労務者に証紙を供給していますか。
			P20	□4個目	□工事に従事してから１ヶ月以内に、建退共の証紙が配布されていますか。				P21	□4個目	□請負額500万円以上の工事の場合、契約後１ヶ月以内に、建退共証紙購入報告書が提出されていますか。なお、余裕期間設定工事の場合は、前項の報告書は、工事着手日から1ヶ月以内に提出させるものとします。
	12　建設副産物						13　建設副産物				
			P20	12建設副産物の下1行目	・請負者は、「廃棄物処理法」、「建設副産物適正処理推進要綱」、及び「再生資源の利用の促進について」を遵守し、建設副産物についての適正な処理及び再資源の活用を図らなければなりません。				P21	12建設副産物の下1行目	・受注者は、「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」、「建設副産物適正処理推進要綱」、及び「再生資源の利用の促進について」を遵守し、建設副産物についての適正な処理及び再資源の活用を図らなければなりません。
		(4)再資源化(注3)の実施義務						(4)再資源化(注3)の実施義務			
					追加				P21	□1個目	□建設副産物情報交換システム（COBRIS）に必要事項が適切に入力されていますか。
					追加				P21	□2個目	□建設発生土情報交換システムを活用し、建設発生土の有効利用が図られていますか。また、入力情報は適切に更新されていますか。
	13　工事カルテ						14　コリンズ(CORINS)への登録				
			P21		受注者は、受注時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、契約後１０日以内に登録しなければなりません。 また、2500万円以上の工事については、変更・完成時に工事情報として、登録内容を変更した「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、登録機関に登録しなければなりません。				P22		受注者は、受注時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録しなければなりません。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としません。 また、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できます。
			P21	□2個目	□当初契約金額が2,500万円未満の場合で最終契約変更が2,500万円以上になった時点からの変更・完成時の工事の「登録のための確認のお願い」を作成し登録していますか。						削除
	14　交通安全管理						15　交通安全管理				
			P21	□1個目	□通行規制を行う場合、交通管理者との協議は済んでいますか。特に、隣接して複数の受注者が工事を行う場合、「安全協議会」を設置し、相互協力して安全管理に努めていますか。				P22	□1個目	□通行規制を行う場合、交通管理者、消防及びバス会社との協議は済んでいますか。特に、隣接して複数の受注者が工事を行う場合、「安全協議会」を設置し、相互協力して安全管理に努めていますか。
			P22	□2個目	□工事用車両による土砂、資材及び機械などの輸送を伴う場合、監督員との打合せを行っていますか。				P22	□2個目	□工事用車両による土砂、資材及び機械などの輸送を伴う場合、監督職員との打合せを行っていますか。
	15　施工管理						16　施工管理				
			P22	・規格値	「出来形管理基準」及び「品質管理基準」により測定した各実測値は、すべて規格値を満足しなければならない。（満足しない場合、監督員は「指示書」により現場代理人又は主任技術者に改造などを指示すること）（監督執務要領第15条、第18条）				P23	・規格値	「出来形管理基準」及び「品質管理基準」により測定した各実測値は、すべて規格値を満足しなければならない。（満足しない場合、監督職員は「指示書」により現場代理人又は主任技術者に改造などを指示すること）（栃木県工事監督執務要領第14条、第18条）
		(1)工程管理						(1)工程管理			
			P22	□1個目	□月毎の履行報告が行われていますか。（請負額1,000万円以上）						削除
			P22	□2個目	□工程に遅れがあった場合、原因を把握し、工期内に完成する新たな工程表を作成していますか。						削除
					追加				P23	□1個目	□隣接工区又は関連工事の進捗を考慮した計画となっていますか。
					追加				P23	□3個目	□定期的に進捗状況を把握し、必要な見直しを行っていますか。
					P24　19履行報告の2個目より移動				P23	□3個目以降	・進捗状況について確認し、工程に著しい乖離（計画と実施で10%以上）が生じた場合は、速やかに協議して、工程を見直し、工期内に安全に完了するように指導してください。

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
		(2)出来形管理						(2)出来形管理			
			P23	□5個目	□設計値と規格値は、正しく記載されていますか。				P24	□5個目	□設計値と規格値は、正しく記載されていますか。 監督職員は必ず設計値等を確認してください。
			P23	□10個目	□工期内に提出されていますか。 ・監督員は必ず設計値等を確認してください。				P24	□10個目	□工期内に提出されていますか。
		(3)品質管理						(3)品質管理			
					P18⑤主要資材から移動				P24	□1個目	□資材納入の際、目視による確認を行い、不良品を排除していますか。
			P23	□2個目	□コンクリート供試体の強度試験は、原則として公的機関で実施されていますか。 公的機関以外の場合は、原則として監督員立会いのもとで行われていますか。				P24	□3個目	□コンクリート供試体の強度試験は、原則として公的機関で実施されていますか。 公的機関以外の場合は、原則として監督職員立会いのもとで行われていますか。
	16　工事打合せ記録						17　工事打合せ記録				
			P23	□1個目	□設計変更協議、安全訓練、監督員及び関係者の立会い等の指示書が作成されていますか。				P24	□1個目	□設計変更協議、安全訓練、監督職員及び関係者の立会い等の指示書が作成されていますか。
			P23	□6個目	□指示は、「栃木県土木工事監督執務要領」による「報告書」「上申書」を発注者が決裁し、それに対応する報告が請負者から提出されていますか。				P24	□6個目	□指示は、「栃木県工事監督執務要領」による「報告書」「上申書」を発注者が決裁し、それに対応する報告が請負者から提出されていますか。
					追加				P24	□8個目	□請負額及び急を要する打合せ以外は、まとめて提出されていますか。（目安として月２回程度）
			P23	□10個目	□工事担当者は速やかに当該工事の出来形を確認し、進達の手続きを取っていますか。				P24	□11個目	□監督職員は速やかに当該工事の出来形を確認し、進達の手続きを取っていますか。
	17　安全教育及び安全訓練等実施記録						18　安全教育及び安全訓練等実施記録				
			P24	□1個目	工事着手後、作業員全員の参加により月当たり１回程度、半日以上の時間を割り当て実施されていますか。				P24	□1個目	工事着手後、作業員全員の参加により月当たり４時間の時間を割り当て実施されていますか。
	18　段階確認及び中間検査						19　段階確認及び中間検査				
					追加				P25	□2個目の下3行目から	・段階確認（材料確認、立会を含む）に遠隔臨場を適用する場合は、栃木県県土整備部建設現場の遠隔臨場(監督)に関する試行要領（令和2年9月10日技管第210号）により受注者と協議のうえ実施してください。
	19　履行報告						20　履行報告				
			P24	□1個目	□履行状況が適切に報告されていますか。（請負額1,000万円以上）				P25	□1個目	□月ごとに履行状況が適切に報告されていますか。（請負額1,000万円以上）
			P24	□2個目	□定期的に進捗状況を把握し、必要な見直しを行っていますか。 ・進捗状況について確認し、工程に著しい遅れが生じた場合は、速やかに担当者と協議し、工程を見直し工期内に完了するように指導してください。						P23　16施工管理　(1)工程管理以下へ移動
	20　工事完成通知書						21　工事完成通知書				
			P24	□3個目	□完成前の監督による「出来形確認」が徹底されていますか。（検査の記録があれば添付してください。）				P25	□3個目	□完成前の監督職員による「出来形確認」が徹底されていますか。（検査の記録があれば添付してください。）
	21　工事成績評価及び完成検査						22　工事成績評価及び完成検査				
			P24	□1個目	□「工事完成通知書」の出来形確認の日付は、監督員が完成を確認した日が記載されていますか。				P25	□1個目	□「工事完成通知書」の出来形確認の日付は、監督職員が完成を確認した日が記載されていますか。
			P24	□3個目	□本庁検査に係るものについては、「工事完成通知書（写）」（請負金額１億円以上は原本）と「進達書」（１億円未満は不要）が一緒に提出されていますか。 ・完成検査は「工事完成通知書」を受理した日から、原則５日以内に受けるように指導してください。 ・完成通知書を受理してから、１４日以内（初日算入、県の休日を含む）に検査結果を通知しなければなりません。				P25	□3個目	□本庁検査に係るものについては、「工事完成通知書（写）」と「工事完成写真（全景２枚程度・１億円未満は不要）」が一緒に提出されていますか。 ・完成検査は「工事完成通知書」を受理した日から、原則５日以内に受けられるように指導してください。 以下の文言はP9③完成検査に記載があるため削除

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
	22　工事目的物引渡し						23　工事目的物引渡し				
	23　その他						24　その他				
			P25	□1個目	□検査要請を「マロニエＯドライブ；技術管理課検査班；検査要請」に入力していますか。				P25	□1個目	□検査要請を入力期限（前月の20日）までに「マロニエＯドライブ；技術管理課検査班；検査要請」に入力していますか。入力内容に変更が生じた場合は（工期末の変更等）、速やかに修正してください。 　また、検査日に変更の必要が生じた場合、速やかに検査班へ連絡して日程等を調整してください。
			P25	□2個目	□検査終了後、受注者に速やかに検査の結果についての通知（契約書第32条）をしていますか。				P26	□2個目	□検査終了後、受注者に完成通知の受理日から14日以内に検査の結果についての通知（契約書第32条）をしていますか。
			P25	□3個目	□代金の支払いは期限内（契約書第33条）に行っていますか。				P26	□3個目	□代金の支払いは、請求書の受理日から40日以内（契約書第33条）に行っていますか。
Ⅲ　施工における注意点						Ⅲ　施工における注意点					
	1　共通事項						1　共通事項				
		（1）工程管理						（1）工程管理			
			P26	8行目	・工程管理の最大の目的は適正な工期の確保であり、設計図書及び工事現場を十分把握し、工事内容に応じた実施工程表を作成させてください。 また、工程に著しく「遅れ」が生じた場合は速やかに受注者と協議し、工程を見直し工期内に安全に完了するように指導してください。				P27	8行目	・工程管理の最大の目的は適正な工期の確保であり、設計図書及び工事現場を十分把握し、工事内容に応じた実施工程表を作成させてください。 　以下の文言はP24　16施工管理(1)工程管理に記載があるため削除
			P26	11行目	・不可効力により工期的に突貫工事にならざるを得ない場合は、繰越などの手続きをとって、適正な工期を確保してください。				P27	9行目	・不可効力により工期が不足する場合は、必要に応じて繰越などの手続きをとって、適正な工期を確保してください。
		（3）現場管理						（3）現場管理			
			P26	□4個目	□建退共に加入していますか。				P27	□4個目	□建退共もしくは中退共に加入していますか。
			P26	□5個目	□小規模工事であっても、子供などが進入できないよう対策がなされていますか。				P27	□5個目	□小規模工事であっても、子供など第三者が進入できないよう対策がなされていますか。
					追加				P28	□9個目	□重機、機材等の盗難防止対策が適切になされていますか。
	2　工事						2　工事				
		（1）一般土工						（1）一般土工			
					追加				P28	□2個目	□床堀・掘削中に、設計時には想定外の暗渠排水施設等が確認された場合、発注者、受注者及び施設管理者と十分に協議をして対応していますか。
			P27	□3個目	□切り株等は「産廃処理」で適切な処理がなされていますか。				P28	□4個目	□切り株等は産廃として適切な処理がなされていますか。
			P27	□6個目	□床掘・掘削完了面が水面下の場合は、施工不良とならないよう湧水等の処理に心掛け、水替・かま場等を設けるなどして適切な処理がなされていますか。				P28	□7個目	□床掘・掘削完了面が水面下の場合は、施工不良とならないよう湧水等の処理に心掛け、水替・かま場等を設けるなどして適切な処理がなされていますか。既存の排水施設がある場合でも、必要に応じて追加してください。
			P27	□8個目	□盛土・埋戻しに関しては、異物の混入を避け、十分に転圧していますか。特に側溝、コンクリート構造物、マンホール等の転圧については、偏土圧や不等沈下がないよう十分な施工幅を確保して締固めされていますか。				P28	□9個目	□盛土・埋戻しに関しては、異物の混入を避け、十分に転圧していますか。特に側溝、コンクリート構造物、マンホール等の転圧については、偏土圧や不等沈下がないよう十分な施工幅を確保して両側から締固めされていますか。
					追加				P28	□11個目	□盛土材及び構造物背面埋戻し材は設計条件（土質定数、湿潤密度等）に見合った適正な材料を使用していますか。（築堤盛土の場合は(一財)国土技術研究センター：河川土工マニュアルを参照）
					追加				P29	□12個目	□掘削、堆積土除去などの土量について、立竹木伐採除去後の着手（着工）時、完成時の断面測量、土砂運搬管理、処分先の土量測量など、複数の管理を行うことが望ましいです。
		（2）道路土工						（2）道路土工			
			P27	□1個目	□盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付けは段差を無くしていますか。				P29	□1個目	□盛土及び切土の作業で、現道の交通を確保しながら施工する場合には、現道との取付けは段差処理をしていますか。
					追加				P29	□5個目	□プルーフローリング調査の前に、タイヤローラーの貯水タンクの水量を確認していますか。

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
		（3）舗装工						（3）舗装工			
			P28	①下層路盤工の□1個目	□再生路盤材の使用にあたっては、現場搬入時の目視による品質確認（木屑・金属類の混入状況）を実施し、品質状況確認書の提出を受けていますか。				P29	①下層路盤工の□1個目	□再生路盤材の使用にあたっては、現場搬入時の目視による品質確認（木屑・金属類の混入状況）を実施し、品質確認状況報告書が提出されていますか。
					追加				P29	①下層路盤工の□4個目	□プルーフローリング調査の前に、タイヤローラーの貯水タンクの水量を確認していますか。
			P28	②上層路盤工の□3個目	□加熱As混合物は、事前認定審査を受けていますか。受けていない場合、設計配合を行い監督員の確認を得ていますか。				P29	②上層路盤工の□3個目	□加熱As混合物は、事前認定審査を受けていますか。受けていない場合、設計配合を行い監督職員の確認を得ていますか。
			P28	③基層・表層工の□1個目	□加熱As混合物は、事前認定審査を受けていますか。受けていない場合、設計配合を行い監督員の確認を得ていますか。				P30	③基層・表層工の□1個目	□加熱As混合物は、事前認定審査を受けていますか。受けていない場合、設計配合を行い監督職員の確認を得ていますか。
			P28	③基層・表層工の□2個目	□基準密度の決定にあたっては、規定の方法によって基準密度を求め、監督員の承諾を得ていますか。（実績や定期試験で基準密度が求められている場合は、それらの結果を監督員が承諾し密度試験を省略できます。）				P30	③基層・表層工の□2個目	□基準密度の決定にあたっては、規定の方法によって基準密度を求め、監督職員の承諾を得ていますか。（実績や定期試験で基準密度が求められている場合は、それらの結果を監督職員が承諾し密度試験を省略できます。）
			P29	③基層・表層工の□10個目	□気温が５℃以下のときに、監督員の承諾を受けないで加熱アスファルト混合物の舗設作業をしていませんか。				P30	③基層・表層工の□10個目	□気温が５℃以下のときに、監督職員の承諾を受けないで加熱アスファルト混合物の舗設作業をしていませんか。
		（4）区画線工						（4）区画線工			
			P29	□5個目	ビーズは均等に規定量散布されていますか。				P30	□5個目	ガラスビーズは均等に規定量散布されていますか。
		（5）安全施設工						（5）安全施設工			
			P29	□1個目	□ガードレール等が設置基準に適合して設置されていますか。				P30	□1個目	□ガードレール等が設置基準（道路設計速度、建築限界等）に適合して設置されていますか。
		（6）コンクリート工						（6）コンクリート工			
			P29	□1個目	□アルカリ骨材反応を抑制する３つの対策のうち１つを取っていますか。				P31	□1個目	□アルカリ骨材反応を抑制する３つの対策（アルカリ総量抑制、混合セメント使用、安全な骨材使用）のうち１つを取っていますか。
			P29	□3個目	□レディーミクストコンクリートについては、「統一監査基準に基づく監査」に合格した工場を優先して選定していますか。				P31	□3個目	□レディーミクストコンクリートについては、「統一監査基準に基づく監査」に合格した工場から選定していますか。
			P29	□4個目	日平均気温が30℃以上になることが予想される時は、暑中コンクリートとして、また、4℃以下になることが予想される時は、寒中コンクリートとして施工されていますか。				P31	□4個目	日平均気温が25℃を超えることが予想される時は、暑中コンクリートとして、また、4℃以下になることが予想される時は、寒中コンクリートとして施工されていますか。
			P30	□5個目	□練り混ぜから打ち終りまでの時間は、外気温が25℃を越えるときは1.5時間、25℃以下の時でも２時間を越えていませんか。				P31	□5個目	□練り混ぜから打ち終りまでの時間は、外気温が25℃を超えるときは1.5時間、25℃以下の時でも２時間を超えていませんか。
			P30	□7個目	□打設において、シュート、ホッパー等と打込み面の高さは1.5m以下で施工されていますか。				P31	□7個目	□打設において、シュート、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下で施工されていますか。
			P30	□8個目	□２層以上に分けて打ち込む場合、下層のコンクリートが固まり始まる前に上層のコンクリートを打ち込んで一体となるように施工していますか。				P31	□8個目	□２層以上に分けて打ち込む場合、下層のコンクリートが固まり始まる前に上層のコンクリートを打ち込んでいますか。 また、バイブレーターを下層に5～10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めていますか。
			P30	□12個目	□打ち継ぎ目の位置は、施工計画書により監督員の承諾を得ていますか。				P31	□12個目	□打ち継ぎ目の位置は、施工計画書により監督職員の承諾を得ていますか。
			P30	□15個目	□型枠及び支保の取り外しの時期及び順序は、施工計画書に記載されていますか。				P31	□15個目	□型枠及び支保工の取り外しの時期及び順序は、施工計画書に記載されていますか。
					参考表を追加				P32		型枠および支保工を取り外してよい時期のコンクリート圧縮強度の参考値（下表）

型枠および支保工を取り外してよい時期のコンクリート圧縮強度の参考値

部材面の種類	例	コンクリートの圧縮強度 (N/mm^2)
厚い部材の鉛直または鉛直に近い面、傾いた上面、小さいアーチの外面	フーチングの側面	3.5
薄い部材の鉛直または鉛直に近い面、45°より急な傾きの下面、小さいアーチの内面	柱、壁、はりの側面	5.0
橋、建物等のスラブおよびはり、45°より緩い傾きの下面	スラブ、はりの側面、アーチの内面	14.0

出典：コンクリート標準示方書(施工編)

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条（項見出し）	新条文
			P30	□17個目	□重要な構造物は、現場気中養生のテストピースで品質管理するとともに、テストハンマーによる強度推定を行っていますか。				P32	□17個目	□重要構造物については、現場気中養生のテストピースで品質管理するとともに、「重要コンクリート構造物における品質管理実施要領」（平成14年12月17日技管第215号）により試験立会及びテストハンマーによる強度推定を行っていますか。
					追加				P32	□19個目	□重要構造物施工前に、地盤置換工、地質安定処理、基礎工等を行った場合、土壌汚染や不等沈下が生じないように、材料の吟味、耐久性や支持力の確認を行っていますか。
		（7）鉄筋工						（7）鉄筋工			
			P31	□10個目	□鉄筋のかぶりを確保するスペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製、または本体コンクリートと同等の品質を有するものとし、構造物の側面については原則１㎡当たり２個以上、底面については１㎡当たり４個以上配置されていますか。				P32	□10個目	□鉄筋のかぶりを確保するスペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製、または本体コンクリートと同等の品質や強度を有するものとし、構造物の側面については原則１㎡当たり２個以上、底面については１㎡当たり４個以上配置されていますか。
		（8）その他						（8）その他			
			P31	□1個目	□工事の切れ目で、「点字ブロック」などの整合が取れず、「障害者」にとって危険な状況になっていませんか。				P33	□1個目	□工事の切れ目で、「視覚障害者誘導ブロック」などの整合が取れず、「障害者」にとって危険な状況になっていませんか。
			P31	□2個目	運搬車の最大積載量を確認して、「過積載」の防止に努めていますか。 （10ｔ車には10ｔ積めない車の方が多い。）				P33	□2個目	運搬車の最大積載量を車検証（写しも可）で確認して、「過積載」の防止に努めていますか。 （10ｔ車には10ｔ積めない車の方が多い。）
					追加				P33	□6個目	□埋蔵文化財包蔵地またはその近接地である場合、関係部署との立ち会いを行っていますか。
Ⅳ　工事写真の注意点						Ⅳ　工事写真の注意点					
	1　電子納品による整理の仕方（ガイドラインの抜粋）						1　電子納品による整理の仕方（ガイドラインの抜粋）				
			P32	※適用上の注意点の下6行目	デジタルカメラの有効画素（ピクセル）数は、１２０万画素程度を標準とする。 80万画素≒1024×　768　（１枚あたり２００ＫＢ程度）　不可× 120万画素≒1280×　960　（１枚あたり３００ＫＢ程度）　標準◎ 200万画素≒1600×1200　（１枚あたり５００ＫＢ程度）　可　○ 300万画素≒2048×1536　（１枚あたり８００ＫＢ程度）　不可×				P34	※適用上の注意点の下6行目	デジタルカメラの有効画素（ピクセル）数は、100万～300万画素程度を標準とする。 □内は削除
			P33	1行目	＊　電子納品対象工事の検査にあたっては、工事写真帳の電子納品（ＣＤ－Ｒ２部）を提出する。インデックスプリント（簡易写真帳）については、監督員が提出を指示した場合のみ作成する。				P34	下から5行目	＊　電子納品対象工事の検査にあたっては、工事写真帳の電子納品（ＣＤ－Ｒ２部）を提出する。インデックスプリント（簡易写真帳）については、監督職員が提出を指示した場合のみ作成する。
Ⅴ　よくある質問						Ⅴ　よくある質問					
	1　施工体系図、施工体制台帳						1　施工体系図、施工体制台帳				
			P34	Q4）A4）	Ｑ４）　三次下請以降も記載しなければなりませんか？　実際、三次以降を管理するには限界がある。 Ａ４）　全ての下請人に対し、下請人の保護、建設工事の施工に伴う災害の防止、労働者の保護及び安全の確保等について努める必要があります。未記載やもぐり行為は法令違反となります。 また、元請人は全ての下請人を管理する義務があります。				P36	Q4）A4）	Ｑ４）　三次下請以降も記載しなければなりませんか？　実際、三次以降を管理するには限界がある。 Ａ４）　全ての下請負人に対し、下請負人の保護、建設工事の施工に伴う災害の防止、労働者の保護及び安全の確保等について努める必要があります。未記載やもぐり行為は法令違反となります。 また、元請負人は全ての下請負人を管理する義務があります。
			P34	Q5）A5）	Ｑ５）　一次下請人の主任技術者の配置は？ Ａ５）　一次以下のすべての下請業者で、請負代金が土木で2,500万円以上の工事を請負ったときは、主任技術者を現場に専任しなければなりません。また、専任しなければならない期間は、当該下請工事の施工期間です。（別紙参照）				P36	Q5）A5）	Ｑ５）　一次下請人の主任技術者の配置は？ Ａ５）　一次以下のすべての下請業者で、500万円以上の工事を請け負ったときは主任技術者の配置が必要です。さらに、請負代金が3,500万円以上（建築の場合7,000万円以上）の工事を請負ったときは、主任技術者を現場に専任しなければなりません。また、専任しなければならない期間は、当該下請工事の施工期間です。（別紙参照） ただし、型枠工事と鉄筋工事に限り、上位下請が主任技術者を専任配置する場合に主任技術者の配置が不要となります。主任技術者を配置しない場合は再下請けが禁止となりますので注意してください。

現行条文（平成25年版）						新条文（令和3年版）					
編	章	節	頁	編章節条 （項見出し）	現行条文	編	章	節	頁	編章節条 （項見出し）	新条文
					追記				P38	＜参考　施工体制台帳・施工体系図作成範囲＞	施工体系台帳・施工体系図作成範囲の図および説明文を追記 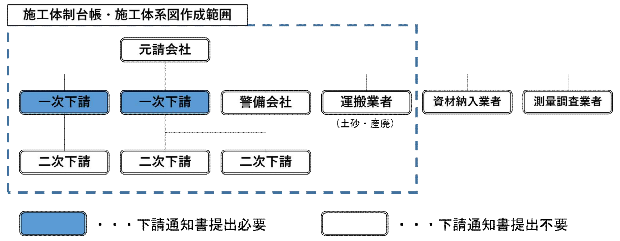 ※三次下請以下があれば全て作成範囲 ※警備会社、運搬業者は建設工事に該当しない業種であり、建設業法上は記載の義務は無いが、現場に従事していることや産廃の適正処理の観点から作成することが望ましい。 ■その他、下請通知書提出が必要な下請契約にあたる例 〇クレーン・コンクリートポンプ車のオペ付きリース 〇積込作業を含む土砂等運搬 〇アスファルト乳剤散布作業 〇建設工事の一部となる仮設工事（土留工、足場・支保工　等）
	3　産業廃棄物						3　産業廃棄物				
			P37	Q4）A4）	Ｑ４）　台貫で計ったら、結果的に過積載になってしまったら？ Ａ４）　１０ｔ車という規格でも、実際の最大積載量は、１０ｔ積めない場合がほとんどです。結果的に過積載になっても法律上は処分されるので、「平積み」で運搬してください。平積みであれば、土砂等であればほとんどの場合、過積載にはなりません。				P39	Q4）A4）	Ｑ４）　台貫で計ったら、結果的に過積載になってしまったら？ Ａ４）　１０ｔ車という規格でも、実際の最大積載量は、１０ｔ積めない場合がほとんどです。結果的に過積載になっても法律上は処分されるので、単位体積重量を簡易試験などで推定し、積載可能量を決定してください。
	4　工事全般						4　工事全般				
			P37	Q1）A1）	Ｑ１）　残土を最大積載量で運搬したいが、どのような管理が必要か？ Ａ１）　運搬する物ごと、また、運搬車ごとに最大積載量になる状況を記録してください。そして、運搬するごとに一台ずつ積込み状況を計測し、前もって計測した最大積載量になる状態と比較して違いがないことを記録してください。その上で、積込・運搬・積降状況も記録してください。 「平積み」で荷台の高さ以下で運搬していれば写真管理だけで計測状況は必要ありません。				P40	Q1）A1）	Ｑ１）　土砂運搬を最大積載量で運搬したいが、どのような管理が必要か？ Ａ１）　運搬する物ごと、また、運搬車ごとに最大積載量になる状況を記録してください。そして、運搬するごとに一台ずつ積込み状況を計測し、前もって計測した最大積載量になる状態と比較して違いがないことを記録してください。その上で、積込・運搬・積降状況も記録してください。 赤字削除
			P37	Q3）A3）	Ｑ３）　段階確認で実施する下層路盤工のプルーフローリングについては“中規模以上で随時”とあるが、小規模では実施しなくてよいか？ Ａ３）　平成25年4月1日以降契約の工事から全幅、全区間で実施することに改定されました。				P40	Q3）A3）	Ｑ３）　段階確認で実施する下層路盤工のプルーフローリングについては、小規模では実施しなくてよいか？　赤字部削除 Ａ３）　平成25年4月1日以降契約の工事から全幅、全区間で実施することに改定されました。